

須磨区地域提案型活動助成に関する要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、区が早期に解決を図る必要があると考える地域課題について、その課題の解決に向けて、区民自ら企画・提案を行い、実施する地域自主活動（以下「地域提案型活動」という。）に要する経費の一部を助成することに関し、必要な事項を定めるとともに、地域提案型活動を通じて、幅広い区民の参画のもと、須磨の資源を活用・創造し、個性あられるまちづくりを進め、「須磨区計画」の実現に資することを目的とする。

(助成対象団体)

第2条 助成対象団体（以下「団体」という。）は、企画した活動を終了まで責任を持って、遂行できる団体・実行組織であること。

2 前項の団体については、営利を追求することを主目的とするもの及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号に定める暴力団又は暴力団と密接な関係のある団体は除く。

(助成対象活動)

第3条 助成対象となる地域提案型活動は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 須磨区計画の重点テーマである「安全・安心のまち」、「ともに地域で元気にくらせるまち」、「子どもが健やかに育つまち」、「花と緑そして水に囲まれた美しいまち」、「地域の魅力を育み活かすまち」のいずれかにつながる活動であること。
- (2) 他地域の模範となる新たな活動であり、活動開始から概ね3年以下の初動期の活動であること。
- (3) 須磨区内で実施される活動で、別に定める期間に実施される活動であること。
- (4) 営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動のいずれでもないこと。
- (5) 神戸市または神戸市の外郭団体による他の支援制度では実現できない活動であること。
- (6) 神戸市の基本計画又は事業実施計画に反する活動でないこと。
- (7) 区民と区民又は区民と区の相互理解と信頼が得られる活動であること。
- (8) 地域の祭りなどの単発イベントでないこと。
- (9) 法令に違反した活動でないこと。

(助成金の内容)

第4条 須磨区長（以下「区長」という。）は、助成の対象となる優れた地域提案型活動に対して、1年間の総活動費のうち、30万円を上限として予算の範囲内で助成することができる。

2 区長は、同一活動に対し、3年を限度に総額50万円を上限として、予算の範囲内で助成することができる。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は直接経費及び間接経費とし、次の各号に掲げるものは、助成の対象から除外する。

- (1) 飲食費、打ち上げ、レセプション等にかかるもの
- (2) 備品購入費
- (3) 団体の構成員の人件費及び報酬
- (4) 領収書がない等使途が不明なもの
- (5) その他区長が適当と認めないもの

2 区長は、前項第1号及び第2号に定める経費であっても、活動にあたり特に必要と認めるものについては助成対象とすることができる。

(申請の手続き)

第6条 助成を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、助成金交付申請書（様式第1号）、団体概要書（様式第2号）、活動企画書（様式第3号）、収支予算書（様式第4号）、その他区長が必要と認める書類を添付して、別に定める募集期間に申請するものとする。

(書面による要件審査)

第7条 区長は、申請案件について、書面による審査を行い、第2条各項及び第3条各号の要件に明らかに該当しないと認められる場合は、理由を付して、不採択として助成金不採択通知書（様式第5-1号）により申請団体に通知する。

(企画提案の説明)

第8条 区長は、前条により不採択とならなかった団体に対し、企画提案の説明を求められることができる。

(企画審査委員会)

第9条 区長は、申請された活動の企画内容を審査するため、企画審査委員会（以下「委員会」という。）を設置することができる。

- 2 委員会は、申請書類及び企画提案会での提案説明により、活動内容を審査する。
- 3 委員会は、公益性・計画性（実現可能性）・効果・先駆性・将来性を総合的に考慮して審査する。

(助成の決定)

第10条 区長は、申請案件について、助成の採否及び助成金の予定額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第6号）ないし助成金不採択通知書（様式第5

一2号)により申請団体に通知する。

2 前項の場合において、区長は、助成金の交付の目的を達するために必要な条件を付すことができる。また、助成金以外で支援できる方法があれば、意見を添えて通知する。

(活動の変更等)

第11条 前条第1項の助成金交付決定通知を受けた団体(以下「採択団体」という。)は、当該申請の内容に変更がある場合には、あらかじめ計画変更申請書(様式第7号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の計画変更申請書が提出された場合は、その内容を審査し、その可否を計画変更承認(申請却下)通知書(様式第8号)により採択団体に通知する。

(助成金の交付)

第12条 採択団体は、活動終了後、速やかに活動報告書(様式第9号)、収支決算報告書(様式第10号)、その他区長が必要と認める書類(以下「活動報告書等」という。)を提出するものとする。

2 区長は、前項の活動報告書等を審査のうえ、助成金の金額を決定し、助成金交付額確定通知書(様式第11号)により通知するものとする。ただし、区長が必要と認める場合は、助成金交付額確定通知書の金額を減額修正することができる。

3 区長は、採択団体の助成金交付請求書(様式第12号)による請求を受けて、助成金を支払うものとする。

4 活動の実施が前3項の規定によりかたといと区長が認める場合は、活動終了までに助成金の一部を支払うことができるものとする。

(活動報告)

第13条 区長は、採択団体に対し、活動報告会の開催等により活動報告を求めることができる。

(活動の評価・調査等)

第14条 区長は、必要と認めるときは、採択団体に対して、活動の関係資料の提出及び説明を求め、調査を行うことができる。

2 区長は、前項の調査等により、活動の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(助成金の取消等)

第15条 区長は、助成金の交付又は交付決定通知もしくは交付額確定通知を受けた団体が、次のいずれかに該当する場合は、助成金の予定額又は交付決定額の一部もしくは全部を取り消し、既に交付のあった助成金の一部又は全部の返還を命じることができる。

- (1) 助成金の申請に関して虚偽又は不正の事実があるとき。
- (2) 助成金を助成対象活動以外に使用したとき。
- (3) 助成金の交付条件その他この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前条の調査又は措置要求に従わないとき。
- (5) その他区長が助成金を交付するに適しないと認めたとき。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、区長が定める。

(施行の細目)

第17条 この要綱の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

1 この要綱は平成15年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成16年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成18年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成20年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成22年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成23年4月1日より施行する。

附則

1 この要綱は平成26年4月1日より施行する。